

# 第138期 定時株主総会 招集ご通知



## 開催日時

2020年6月23日（火曜日）午前10時

## 開催場所

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号  
当行本店9階会議室  
(裏表紙のご案内略図をご覧ください。)

## 郵送またはインターネットによる 議決権行使期限

2020年6月22日（月曜日）午後5時15分

### <新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り郵送またはインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。

ご出席される場合には、マスクの持参・着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

本年につきましては、株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



The Bank of Iwate, Ltd.

証券コード：8345

## 目次

第138期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	3
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	13
(添付書類)	
事業報告	18
計算書類	42
連結計算書類	44
監査報告書	46
株主総会会場ご案内略図	

株主各位

証券コード 8345  
2020年6月1日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社 **岩手銀行**

取締役頭取 **田口 幸雄**

## 第138期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第138期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めてご検討いただき、**可能な限り郵送またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます**。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月22日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2020年6月23日（火曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号 当行本店 9階会議室
<b>3 株主総会の 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1.第138期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 2.第138期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人 および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

## 4 議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類5頁～17頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。  
議決権行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時 **2020年6月23日（火曜日）午前10時**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また紙資源節約のため、「第138期定時株主総会招集ご通知」（本書）をご持参ください。

### 郵送による議決権行使



行使期限 **2020年6月22日（月曜日）午後5時15分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよう  
ご郵送ください。

### インターネットによる議決権行使



行使期限 **2020年6月22日（月曜日）午後5時15分送信分まで**

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁から4頁に記載の「インターネットによ  
る議決権行使のお手続きについて」をご確認いただき、行使期限までに行ってください。

#### 【複数回にわたり行使された場合の取扱い】

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権  
行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決  
権行使として取扱わせていただきます。

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<https://www.iwatebank.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。  
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容を当行ホームページ (<https://www.iwatebank.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載いたしますのでご了承ください。



## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から、当行の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスいただくことよってのみ可能です。

### 議決権行使期限

2020年6月22日（月）  
午後5時15分送信分まで

### 機関投資家のみならずへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



### QRコードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

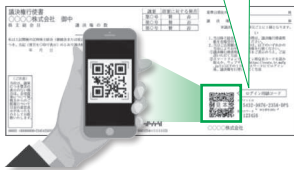
「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降にログインの際は、次頁に記載のご案内に従ってログインして下さい。

#### 1 QRコードを読み取る

「ログイン用QRコード」は  
こちら



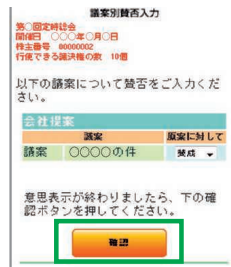
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

#### 2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

#### 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

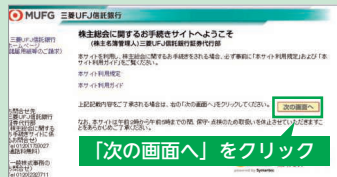
画面の案内に従って  
行使完了です。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

1

議決権行使ウェブサイトへアクセス

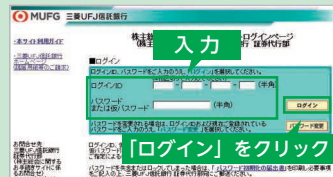


議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



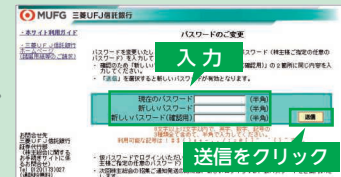
2

お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3

現在のパスワードを「現在のパスワード」に、新しいパスワードを「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



以降、画面の案内に従い  
 議決権をご行使ください。

### ご注意事項

- 1 株主さま以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 2 スマートフォンまたはパソコン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。
- 3 インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業として公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに、株主のみなさまへ安定的な配当を継続することを基本方針としております。この配当方針のもと、第138期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境ならびに今後の事業展開を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金 <b>35円</b> なお、この場合の配当総額は615,646,115円となります。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき35円と合わせ、年間の配当金は1株につき70円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月24日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 <b>3,000,000,000円</b>
増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 <b>3,000,000,000円</b>

## 第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じです。）10名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、各候補者とも当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
1	(男性) たか はし まさ ひろ 高 橋 真 裕 再任	代表取締役会長	14回/14回 (100%)
2	(男性) た ぐち さち お 田 口 幸 雄 再任	代表取締役頭取	14回/14回 (100%)
3	(男性) さ とう もとむ 佐 藤 求 再任	常務取締役	14回/14回 (100%)
4	(男性) さ さ き やす し 佐 々 木 泰 司 再任	常務取締役	14回/14回 (100%)
5	(男性) いし かわ けん せい 石 川 健 正 再任	常務取締役	11回/11回 (100%)
6	(男性) かき き やす たか 柿 木 康 孝 再任	常務取締役	11回/11回 (100%)
7	(男性) にい さと しん じ 新 里 真 士 新任	執行役員 リテール戦略部長	—
8	(男性) たか はし あつし 高 橋 温 再任 社外 独立	社外取締役	13回/14回 ( 92%)
9	(男性) う べ ふみ お 宇 部 文 雄 再任 社外 独立	社外取締役	14回/14回 (100%)
10	(男性) みやの や あつし 宮野谷 篤 新任 社外 独立	—	—

(注) 石川健正氏、柿木康孝氏は、2019年6月21日の取締役就任以後に開催の取締役会11回の全てに出席しております。

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者

候補者番号

1

たかはし まさひろ (男性)  
**高橋 真裕**

(1950年12月25日生)

再任

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数 5,600株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 4月	当行入行	2002年 7月	同	執行役員審査部長
1996年10月	同 平館支店長	2003年 6月	同	常務取締役
1998年10月	同 審査部審査役	2007年 6月	同	代表取締役頭取
2000年 4月	同 審査部長	2014年 6月	同	代表取締役会長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

2007年6月の代表取締役頭取就任以来、当行の経営を的確・効率的に担っております。2014年6月からは代表取締役会長に就任しており、豊富な経験と実績により銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

たぐち さちお (男性)  
**田口 幸雄**

(1953年9月28日生)

再任

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数 3,400株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月	当行入行	2009年 6月	同	取締役東京営業部長
2003年 6月	同 個人営業部長	2010年 6月	同	常務取締役
2006年 7月	同 執行役員個人営業部長	2013年 6月	同	専務取締役
2007年 6月	同 執行役員東京営業部長	2014年 6月	同	代表取締役頭取 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

2009年6月の取締役就任以来、東京営業部長のほか、審査・営業・市場・企画部門等を統括するなど、本部・営業店いずれの業務についても経験が豊富であり、バランス感覚に優れております。2014年6月からは代表取締役頭取として当行の経営を担っており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者としたしました。



候補者番号

3

さとう  
佐藤

もとむ (男性)  
求 (1961年2月13日生)

再任

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数 1,200株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2015年7月	同	執行役員システム部長	
2005年10月	同	緑が丘支店長	2016年6月	同	取締役システム部長
2008年10月	同	事務開発部長代理	2017年7月	同	取締役事務統括部長
2009年4月	同	事務開発部副部長	2018年6月	同	常務取締役 (現任)
2011年7月	同	事務開発部長			(事務統括部・システム部・リスク統括部担当)
2013年4月	同	システム部長			

■ 取締役候補者とした理由

営業店長のほか、人事・営業企画・システム部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2011年7月からは部長、2015年7月からは執行役員、2016年6月からは取締役としてシステム部門を統括、2018年6月からは常務取締役として人事・リスク統括・事務統括・システム部門を統括するなど、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

さ さ き  
佐々木

やすし (男性)  
泰司 (1961年6月23日生)

再任

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数 2,020株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2013年4月	同	リスク統括部長兼金融商品管理室長	
2005年10月	同	人事部長代理			
2009年4月	同	遠野支店長	2015年6月	同	総合企画部長
2012年6月	同	リスク管理部長兼金融商品管理室長	2016年6月	同	取締役総合企画部長
			2018年6月	同	常務取締役 (現任)
			(総合企画部長委嘱)		

■ 取締役候補者とした理由

営業店長のほか、人事・リスク管理・企画部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2012年6月からはリスク管理部長、2015年6月からは総合企画部長を務めたほか、2016年6月からは取締役、2018年6月からは常務取締役として、総合企画部門を統括しており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者としたしました。

候補者番号

5

いしかわ けんせい (男性)  
**石川 健正**

(1961年5月27日生)

再任

■ 取締役会の出席状況 11回/11回 (100%)

■ 所有する当行株式の数 700株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行	2013年 4月	同	市場金融部長
2003年 11月	同 日高支店長	2016年 6月	同	東京営業部長
2005年 6月	同 市場金融部主任調査役	2016年 7月	同	執行役員東京営業部長
2006年 2月	同 市場金融部長代理	2019年 6月	同	常務取締役 (現任)
2009年 6月	同 市場金融部副部長			(審査部・市場金融部担当)
2010年 6月	同 一戸支店長			

■ 取締役候補者とした理由

営業店長のほか、市場部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2013年4月からは市場金融部長、2016年7月からは執行役員東京営業部長、2019年6月からは常務取締役として審査・市場金融部門を統括するなど、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

かき き やす たか (男性)  
**柿木 康孝**

(1960年4月14日生)

再任

■ 取締役会の出席状況 11回/11回 (100%)

■ 所有する当行株式の数 900株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4月	当行入行	2016年 4月	同	理事水沢支店長
2001年 10月	同 人事部長代理	2017年 4月	同	執行役員北上支店長
2008年 4月	同 一戸支店長	2018年 4月	同	執行役員人事部長
2010年 6月	同 中ノ橋支店長	2019年 6月	同	常務取締役 (現任)
2013年 6月	同 人事部長			(人事部長委嘱・秘書室担当)
2015年 4月	同 水沢支店長			

■ 取締役候補者とした理由

営業店長のほか、人事部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2013年6月からは人事部長、2017年4月からは執行役員北上支店長、2018年4月からは執行役員人事部長、2019年6月からは常務取締役として、人事・秘書部門を統括しており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

にいさと しんじ (男性)  
**新里 真士**

(1964年12月9日生)

新任

■ 所有する当行株式の数 500株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年 4月	当行入行	2013年 4月	同	大槌支店長	
2006年 4月	同	個人営業部主任調査役	2016年 4月	同	リテール戦略部長
2008年 4月	同	個人営業部営業推進役	2018年 4月	同	執行役員リテール戦略部長 (現任)
2009年10月	同	総合企画部長代理			

■ 取締役候補者とした理由

営業店長のほか、人事・個人営業・企画部門等での勤務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2016年からは部長、2018年からは執行役員としてリテール戦略部を統括するなど、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役候補者としたしました。

候補者番号

8

たかはし あつし (男性)  
**高橋 温**

(1941年7月23日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

■ 取締役会の出席状況 13回/14回 (92%)

■ 所有する当行株式の数 1,000株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1965年 4月	住友信託銀行株式会社 (現三井住友信託銀行株式会社) 入行	2011年 4月	同	相談役	
		2011年 6月	同	当行取締役 (現任)	
1991年 6月	同	取締役業務部長	2011年 6月	京王電鉄株式会社取締役 (現任)	
1993年 6月	同	常務取締役企画部長	2016年 7月	三井住友信託銀行株式会社特別顧問	
1995年 2月	同	常務取締役	2018年 7月	同	名誉顧問 (現任)
1997年 6月	同	専務取締役			<b>(重要な兼職の状況)</b>
1998年 3月	同	取締役社長			三井住友信託銀行株式会社名誉顧問
2005年 6月	同	取締役会長			京王電鉄株式会社取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

2011年3月まで住友信託銀行株式会社 (現三井住友信託銀行株式会社) の取締役会長を務め、現在は同社の名誉顧問であるほか、京王電鉄株式会社の社外取締役を務めております。引き続き、金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としたしました。

候補者番号

9

う べ ふ み お (男性)  
**宇部 文雄**

(1948年5月13日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数 0株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 4月	東北電力株式会社入社	2012年 7月	一般社団法人東北経済連合会副会長
2005年 6月	同 執行役員秘書室長	2013年 6月	当行取締役 (現任)
2007年 6月	同 上席執行役員東京支社長	2015年 6月	東北生産性本部会長
2009年 6月	同 常務取締役支店統轄		
2010年 6月	同 取締役副社長		
2012年 6月	同 退任		

■ 社外取締役候補者とした理由

2012年6月まで東北電力株式会社の取締役副社長を務めたほか、一般社団法人東北経済連合会副会長、東北生産性本部会長等を歴任しております。引き続き、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

10

み や の や あ つ し (男性)  
**宮野谷 篤**

(1959年4月3日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員

■ 所有する当行株式の数 0株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月	日本銀行入行	2018年 5月	同 退任
2008年 5月	同 政策委員会室秘書役	2018年 6月	株式会社N T T データ経営研究所 取締役会長 (現任)
2010年 5月	同 金融機構局長		
2013年 3月	同 名古屋支店長	2019年 6月	ダイビル株式会社取締役 (現任)
2014年 5月	同 理事大阪支店長		(重要な兼職の状況)
2017年 3月	同 理事 (金融機構局・発券局・ 情報サービス局担当)		株式会社N T T データ経営研究所取締役会長 ダイビル株式会社取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

2018年5月まで日本銀行の理事を務め、現在は株式会社N T T データ経営研究所の取締役会長であるほか、ダイビル株式会社の社外取締役を務めております。金融政策に関する豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋温氏、宇部文雄氏、宮野谷篤氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、高橋温氏、宇部文雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、宮野谷篤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 高橋温氏、宇部文雄氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 高橋温氏 9年  
宇部文雄氏 7年
4. 高橋温氏は、当行の取引先である三井住友信託銀行株式会社の名誉顧問であります。当行と三井住友信託銀行株式会社との間には通常の銀行取引がありますが、本年3月末における預金残高は、当行の総預金残高の1%未満であり、貸出金残高はございません。したがって、独立性は十分に確保されております。
5. 宇部文雄氏は、当行の取引先である東北電力株式会社の出身者であります。当行と東北電力株式会社との間には通常の銀行取引がありますが、本年3月末における預金残高および貸出金残高は、当行の総預金残高および総資産残高のそれぞれ1%未満であります。したがって、独立性は十分に確保されております。
6. 宮野谷篤氏が取締役会長を務める株式会社NTTデータ経営研究所と当行の間には、取引関係はありません。
7. 当行は、社外取締役候補者高橋温氏、宇部文雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、宮野谷篤氏が選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案

## 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会の 出席状況	監査等 委員会の 出席状況
1	(男性) ち ば ゆう じ 千 葉 祐 嗣 <b>再任</b>	取締役 常勤監査等委員	14回/14回 (100%)	14回/14回 (100%)
2	(女性) お ばら しのぶ 小 原 忍 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	社外取締役 監査等委員	14回/14回 (100%)	14回/14回 (100%)
3	(女性) すが わら えつ こ 菅 原 悦 子 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	社外取締役 監査等委員	14回/14回 (100%)	14回/14回 (100%)
4	(男性) わた なべ まさ かず 渡 辺 正 和 <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	—	—	—

## 監査等委員である取締役候補者

候補者番号

1

ちば ゆうじ  
**千葉 祐嗣**

(男性)

(1960年5月24日生)

再任

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 監査等委員会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数 1,400株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行	2016年 4月	同 理事監査部長
2003年 4月	同 人事部長代理	2016年 7月	同 執行役員監査部長
2007年10月	同 金ヶ崎支店長	2017年 6月	同 常勤監査役
2010年 4月	同 事務管理部副部長	2018年 6月	同 取締役監査等委員 (現任)
2013年 4月	同 監査部長		

■ 取締役候補者とした理由

2013年以降、4年間にわたって監査部長を経験、2017年6月からは常勤監査役、2018年6月からは取締役監査等委員を務めており、取締役の職務執行の監査を的確、公正、効率的に遂行できる知識・経験と十分な社会的信用を有していることから、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

おばら  
**小原**

しのぶ (女性)

(1958年3月16日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 監査等委員会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数 0株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4月	北海道放送株式会社入社	2012年 6月	当行監査役
1990年12月	株式会社岩手めんこいテレビ入社	2015年 6月	株式会社岩手めんこいテレビ取締役副社長 (現任)
2004年 6月	同 取締役		
2005年 6月	株式会社マ・シェリ代表取締役社長	2018年 6月	当行取締役監査等委員 (現任)
2006年 6月	株式会社岩手めんこいテレビ常務取締役	<b>(重要な兼職の状況)</b>	
2009年 6月	同 専務取締役	株式会社岩手めんこいテレビ取締役副社長	

■ 社外取締役候補者とした理由

株式会社岩手めんこいテレビ取締役副社長の要職にあり、引き続き、経営者としての豊富な経験や幅広い識見を当行の監査体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

3

すが わら えつ こ (女性)  
**菅原 悦子**

(1953年5月20日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員

■ 取締役会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 監査等委員会の出席状況 14回/14回 (100%)

■ 所有する当行株式の数 0株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月	岩手大学教育学部助手	2015年 3月	同 理事・副学長
1989年 4月	同 講師	2018年 6月	当行取締役監査等委員 (現任)
1993年 4月	同 助教授	2019年 3月	岩手大学 理事・副学長退任
1999年 4月	同 教授		
2010年 4月	同 副学長		

■ 社外取締役候補者とした理由

過去において会社経営の経験はありませんが、国立大学法人岩手大学の理事・副学長を務めるなど、学識経験者としての専門的知識や幅広い識見を当行の監査体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

わた なべ まさ かず (男性)  
**渡辺 正和**

(1969年7月17日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員

■ 所有する当行株式の数 0株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1996年 4月	日本弁護士連合会登録	2016年10月	盛岡家庭裁判所家事調停委員 (現任)
1999年 4月	渡辺正和法律事務所開設 (現任)		(重要な兼職の状況)
2012年 4月	岩手弁護士会会長		弁護士
2012年 4月	日本弁護士連合会理事		

■ 社外取締役候補者とした理由

弁護士として企業法務に精通しており、幅広い法律知識や識見を有していることから、当行の監査態勢を強化するとともに、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小原忍氏、菅原悦子氏、渡辺正和氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、小原忍氏、菅原悦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、渡辺正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 小原忍氏、菅原悦子氏の当行の社外取締役監査等委員としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 小原忍氏 2年  
菅原悦子氏 2年
4. 小原忍氏につきましては、戸籍上の氏名は田中忍であります。職業上使用している氏名で表記しております。
5. 小原忍氏は、当行の取引先である株式会社岩手めんこいテレビの取締役副社長であります。当行と株式会社岩手めんこいテレビの間には通常の銀行取引がありますが、本年3月末における預金残高は、当行の総預金残高の1%未満であり、貸出金残高はございません。また、株式会社岩手めんこいテレビでは、当行の役員が社外取締役を務めており、社外役員の相互就任の関係となりますが、相互就任によって小原忍氏の独立性に影響を与えるものではありません。したがって、独立性は十分に確保されております。
6. 菅原悦子氏は、当行の取引先である国立大学法人岩手大学の出身者であります。当行と国立大学法人岩手大学の間には通常の銀行取引がありますが、本年3月末における預金残高は、当行の総預金残高の1%未満であり、貸出金残高はございません。また、当行は2017年12月に同大学法人と共同で運営する「事業所内保育所」の新築工事に際し、その建築資金を用途とする2,000万円の寄付を行っておりますが、これは当行および同大学法人における、役職員等に対する仕事と育児の両立支援を目的に行ったものであり、このほかに多額の寄付や恒常的に寄付を行っている実績はございません。したがって、独立性は十分に確保されております。
7. 渡辺正和氏は、当行の顧問弁護士の一人名であります。その報酬額は過去3年平均で年間1,000万円未満であり、同氏は当行の定める「社外役員の独立性判断基準」における独立性を満たしております。また、同氏の間には通常の銀行取引がありますが、本年3月末における預金残高は、当行の総預金残高の1%未満であり、貸出金残高はございません。したがって、独立性は十分に確保されております。
- なお、渡辺正和氏が選任された場合には、同氏との顧問契約を解消する予定であります。
8. 当行は、社外取締役候補者小原忍氏、菅原悦子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、渡辺正和氏が選任された場合には、同氏の間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

## 社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足することを前提としつつ、社外役員の独立性基準を以下の各要件に該当しないものと定め、原則として社外役員（候補者を含む）が各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものとしたします。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている会計専門家または法律専門家等
4. 当行の会計監査人または当該会計監査人の社員等
5. 当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主もしくはその業務執行者
6. 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者もしくはその業務執行者
7. 次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
  - (1) 上記1. から6. に該当する者
  - (2) 当行およびその子会社の業務執行者
8. その他、当行の一般株主との間で上記1. から7. までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者

\* 「主要な取引先」の定義

当行を主要な取引先とする者

（通常取引）直近事業年度における売上高に占める当行の割合（2%以上）を基準に判定する

（融資取引）当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が甚大な影響を与える場合

当行の主要な取引先

（融資取引）当行の総資産の1%以上の貸付を行っている場合

（預金取引）当行の総預金の1%以上の預金を受けている場合

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果等

#### ① 主要な事業内容

当行は、岩手県と隣接地域を営業基盤として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務および信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

#### ② 金融経済環境

2019年度の国内経済については、年度前半は企業収益が総じて高水準を維持し、個人消費も雇用・所得環境の改善を背景に改善するなど緩やかに拡大する展開となりました。一方で、年度後半にかけては、消費増税と天候不順の影響で個人消費が落ち込んだほか、企業の設備投資が減少し、輸出も不振が続きました。加えて、新型コロナウイルスの影響から経済活動に大きな下押し圧力がかかるなど力強さを欠く展開となりました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県の状況については、社会構造的な課題である人口減少・少子高齢化に歯止めがかからず、県外転出者の8割を15～24歳までが占めるなど、特に進学や就職時期にある若者の県外流出が増加傾向にあります。また、後継者不在などを理由にした廃業件数が高止まりしており、保有技術や雇用機会の喪失への対応が喫緊の課題となっています。

金融市場においては、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の継続により、長短金利の水準は概ねゼロ％程度で推移しました。当年度末における短期金利（無担保コール翌日物）は△0.070％、長期金利（新発10年国債）は0.005％となりました。

### ③ 事業の経過および成果

当事業年度は、2019年度から2022年度までの4年間を計画期間とする中期経営計画（以下、中計といいます）「いわぎんフロンティアプラン ～To the Next～」の初年度として、お取引先企業の業績の改善や向上に向けた各種支援のほか、個人のお客さまに対しても安定的な資産形成や利便性向上に資する商品・サービスの提供などを通じて地域の皆さまが抱える課題の解決に注力しました。また、地域の次世代を支える新たな産業の育成・振興を支援するとともに、持続可能な地域社会の実現に向けた取組みを強化しました。

#### ○地域の経済活性化への取組み

当行は企業の事業内容や成長可能性を適切に把握し、ライフステージに応じて経営課題の解決策を提案する事業性理解の取組みにより、地域のお取引先企業との関係性強化に努めています。事業性理解の取組みを通じて地域金融機関の本来的使命である地域への円滑かつ安定的な資金供給に積極的に取り組んでいるほか、関連会社であるいわぎん事業創造キャピタルと共同で組成したファンドを通じて岩手の産業活性化に挑戦するベンチャー企業等の資金調達を支援しています。

また、販路の開拓・拡大を支援するため、Netbix事業の一環として、北東北三県の魅力ある農水産品・食料品等を取扱うお取引先企業と、首都圏のバイヤー企業による「Netbix商談会」を東京で毎年開催しており、2019年度は全体で183件の商談を行いました。

地域の産業や雇用を守るための事業承継やM&Aニーズに積極的に取組みするとともに、「いわぎん次世代経営塾」の運営や「リエゾン-I研究開発事業化育成資金」の贈呈事業などにより、地域に新たな雇用を創出する起業・創業を後押ししています。2019年度の次世代経営塾は県内の若手経営者を中心に24名が参加、2011年度の開講からこれまでに総勢202名の卒業生を輩出しています。またリエゾン-Iは7社に計10百万円の事業化育成資金を贈呈、これまでの累計贈呈実績は延べ116件、1億58百万円となりました。

※Netbix…Network For Business Information Exchange（ビジネス情報交換ネットワーク）の略称。当行、青森銀行、秋田銀行の北東北三行が、相互の支店網や情報収集力を活かして法人のお客さまに対するサービス向上を図るため、2003年4月に発足した連携組織。

## ○商品・サービス

事業者の皆さまの利便性向上に対する取組みとしては、当行が青森銀行、秋田銀行および山梨中央銀行と共同で構築した金融サービスプラットフォーム上で「電子交付サービス」の提供を開始しています。このサービスは利用者が一つの画面で複数の金融機関や企業から帳票データを受け取り、また管理することを可能とするものです。

個人のお客さまに対しましては、スマートフォン向けアプリの「いわぎんアプリ」において個人間送金機能「オクロット!」を提供しています。2019年度には1日あたり・1回あたりの送金限度額を10万円に引き上げました。また、利用拡大が見込まれるキャッシュレス決済への対応を図るため、岩手県内の金融機関として初めてとなるブランドデビットカード「いわぎんデビットカードSakuSaku(サクサク!)」の取扱いを開始しました。個人のお客さまを対象に通帳を発行しない通帳レス口座「スマート通帳口座」の取扱いも開始しており、これにあわせて「いわぎんアプリ」にスマート通帳口座などを対象とした入金明細照会サービス「スマート通帳機能」を追加しました。

## ○持続可能な地域社会の実現に向けた取組み

当行は2019年9月に持続可能な社会の実現のため国際社会全体で取り組むべき目標であるSDGs (Sustainable Development Goals) の趣旨に賛同し、その達成に一層貢献していくことを目的として「いわぎんグループSDGs宣言」を策定しました。

当行では、CSR (Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任) およびCSV (Creating Shared Value 共通価値の創造) といった銀行業務を通じた地域の課題解決に資する取組み、また社会や環境に配慮した企業活動を展開して持続可能な地域社会の実現に取り組んでいます。これは「誰一人取り残さない」を基本理念として、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの考え方と軌を一にするものです。これからはSDGsを当行のCSR、CSVおよびESGの取組みの先にある目標(ゴール)のひとつとして位置づけ、引き続き、持続可能な地域社会の実現に貢献していく考えです。

その取組みの一環として、震災後における地域のお取引先企業の大規模地震リスク対策として、震災時元本免除特約付き融資「バックアップ・プラン」を取扱いして、発生自体を避けることができない震災への対策を支援しています。なお、「バックアップ・プラン」の実行累計は2019年度末で36社、約30億円となっています。また、寄付型CSR私募債であるいわぎん「みらい応援私募債」を引受し、当行が受け取る私募債発行手数料の一部を寄付金として拠出し、私募債発行企業が指定する学校等に対して書籍やスポーツ用品等の寄贈を行っています。2019年度のいわぎん「みらい応援私募債」の引受実績は34件、約37億円となっています。

※ESG…環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の頭文字を取ったもので、企業の持続的な成長のためには、環境、社会、ガバナンスが示す3つの観点が必要だという考え方。

## ○地方創生の取組み

法人向けローンでは、貸出金利収入の一部を岩手県が推進する事業に寄付する いわぎん寄付型ローン「エールいわて」を取り扱いして、ご利用いただいたお客さまのご厚意を岩手県にお届けすることで地域の発展につながる事業を支援するとともに、その効果がお客さまに還元される好循環を創出しています。2019年度末において本商品をご利用いただいた74社のご厚意を岩手県にお届けしています。

また、昨年開催されたラグビーワールドカップ釜石開催の応援を目的として「釜石市ラグビーこども未来基金」に対して寄付金を贈呈したほか、地元釜石市において現役トップリーグの選手によるキッズラグビースクールを開催して大会の機運醸成に協力しました。

地域のインバウンド対策としては、岩手県内27市町村と締結した地方創生に関する連携協定に基づく取組みの一環として、2017年度から外国人留学生によるモニターツアーを開催していますが、2019年度についても住田町、陸前高田市および大船渡市を会場として開催しました。また、平泉の観光産業の発展と文化遺産等の保護・保全に向けた取組みを推進するため、地元である平泉町をはじめ、REVIC（地域経済活性化支援機構）などの関係団体と「文化遺産を活用した観光による地域活性化」に関する連携協定を締結しました。

社会貢献活動としては、国の重要文化財に指定されている「岩手銀行赤レンガ館」を多くの皆さまにコンサートや展示会等にご利用いただくなど、地域の賑わい創出や文化振興に資する活動に取り組んでいます。また、二戸市内に当行が管理する漆の林（愛称：「いわぎん漆の郷」）を所有して、漆の苗木の植栽や保全を行うなど、地域ブランドを守る・育てる活動を続けています。

## ○店舗施策

効率的な営業体制を構築し、より一層質の高い金融サービスを提供するため、2019年度は以下のとおり5カ店を、それぞれ「支店内支店」方式により移転しました。なお、都南支店については店舗の老朽化に伴い新築移転も同時に行っています。

移 転 店 舗	移 転 先
鍛冶町支店	花巻支店内
久慈支店	久慈中央支店内
山岸支店	加賀野支店内
高松支店	上田支店内
手代森支店	都南支店内

また、岩手医科大学附属病院の移転に伴い、同病院に併設されたアメニティモール内に出張所を新設しました。

## ○資本施策

資本効率の向上を通じて、株主の皆さまへの利益還元の実現を図るため、2019年11月開催の取締役会において33万株または10億円を上限とした自己株式の取得を決定し、当年度中に33万株、984百万円の自己株式を取得しました。

### (主要勘定および損益の状況)

このような施策のもと、営業活動および地域貢献活動に取り組んだ結果、当行の業績は次のようになりました。

## ○預金等

預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金が増加したものの、公金預金や法人預金が増加したことから、前期末比162億円減少し、期末残高は3兆2,105億円となりました。

また、預り資産は、保険や公共債の残高が増加したものの、投資信託の残高が減少したことから、前期末比53億円減少し、期末残高は2,830億円となりました。

## ○貸出金

貸出金は、地方公共団体向け貸出が減少したものの、中小企業向け貸出や個人向け貸出が増加したことから、前期末比210億円増加し、期末残高は1兆8,203億円となりました。

## ○有価証券

有価証券は、国債や投資信託等の残高が減少したことから、前期末比188億円減少し、期末残高は1兆2,030億円となりました。

## ○損益の状況

経常収益は、有価証券利息配当金などの資金運用収益のほか、株式等売却益などのその他経常収益が減少したことなどにより、前期比34億47百万円減収の402億66百万円となりました。

経常費用は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い期末の株価が大幅に下落したことにより株式等償却などのその他の経常費用が増加した一方で、貸倒引当金繰入額が減少したことなどにより、前期比22億78百万円減少の350億16百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比11億68百万円減益の52億50百万円となりました。当期純利益は、同6億58百万円減益の38億10百万円となりました。

#### ④ 対処すべき課題

当行では中計の時間軸においては前半の2年間で特に重要と認識しており、後半の2年間で施策の効果を収益や成果に結びつけるため次の分野の取組みを特に強化しています。

##### ○収益構造の改革・体制の再構築

当行では2017年10月から、経営体質強化プロジェクトとして本部および営業店のB P R、店舗再編を中心とした経営体質の強化に向けた取組みを進めています。本部および営業店のB P Rは業務内容に応じて人員を適正化させ、人員の再配置を行うものです。また、店舗再編はプロジェクト期間（2017年10月～2023年3月）において対象店舗を20ヵ店として支店内支店方式を中心とした形態で統合・縮小する計画です。加えて、同プロジェクトではコスト構造改革についてもあわせて進めています。

B P Rや店舗再編、コスト構造改革など本プロジェクトが目指すところは、業務の効率性と生産性を向上させて営業人員を創出することによってお客さまとの接点を増やし、収益力を強化する、同時にコスト構造の最適化を図り、将来的にいかなる環境にあっても地域を支え得る経営体質の構築です。本プロジェクトは中計でも中核をなすものであり、営業人員の創出によって稼ぐ力を強化することにより、低金利環境の継続などで想定される収益の落ち込みを最大限抑制するとともに、コスト構造を見直すことによって、中計最終年度で目標とする利益を確保する計画としています。

##### ○新事業・デジタル分野等への積極的投資

地域の活性化につながる新たな事業領域の創出に関しては、2020年4月に事業承継対策、M&A支援などの事業承継支援業務と事業戦略・経営計画策定支援、中核人材紹介などの経営支援業務を行う「いわぎんコンサルティング株式会社」と、お客さまの販路拡大やブランディングに関する支援業務のほか、地域の事業者や自治体との連携により地域活性化に資する地域商社事業を行う「manorda(マノルダ)いわて株式会社」を当行全額出資のもと設立しました。

いわぎんコンサルティングについては、当行グループのコンサルティング機能を集約し、専門人材の育成を図ることで、金融仲介機能の強化と高度化を進めていくことを目指します。お取引先企業の抱える多様な経営課題に合わせて、事業承継対策、人材確保、人事労務対策、経営計画策定など、きめの細かいコンサルティングサービスを提供していきます。



manordaいわてについては、新たな事業領域に進出することで地域活性化と産業創出を促し、持続可能なビジネスモデルを構築するとともに、SDGsやCSV施策に連動したソーシャルインパクト事業に取り組むことで地域の持続可能性を高めていくことを目指します。当面の事業としまして、県内の伝統産業に関する情報発信、地域のデザイナーやクリエイターとの協業による地域ブランド品の開発、まちづくり・賑わい創出のほか、岩手の基幹産業である一次産業の活性化などにも取り組む計画です。

スマートフォンの定着化などによるライフスタイルの変化やデジタル技術を先取りした異業種の金融業務への参入が相次いでおり、お客さまはより便利かつスピーディーな金融サービスを志向する時代へと移り変わっています。当行では、そのような環境の変化も踏まえ、既存のお客さまはもとより、ご来店を希望されないお客さまの支持も獲得することを目的として、多様なライフスタイルや嗜好などに応じたお客さま志向のインターフェイス（接点）やチャンネル、満足度の高いサービスを提供する取組みを進めています。

#### ○職員一人ひとりが活躍できる態勢の整備

人材の育成に関しては、当行の将来を担う若手行員の育成と定着化が極めて重要な課題と捉え、若手行員の早期戦力化に向けた研修施策を導入するほか、エンゲージメントの向上を図ることによる定着化の取組みを進めています。また、業務が多様化してきているほか、お客さまのライフプランニングやコンサルティング、フィンテックなどより深い専門知識やノウハウを兼ね備えた人材が必要となってきていることから、専門人材向けのキャリアデザインに関する検討も行っています。

職員一人ひとりが活躍できる環境の整備に関しては、職員が自律的、効率的に労働時間を配分することにより、生産性の向上や労働時間の削減、育児・介護・通院など「仕事と生活の調和」をより一層促進することを目的として2020年4月からフレックスタイム制度を導入しています。また、ペーパーレスの徹底や部門を超えたコミュニケーションの促進といった組織風土の変革などの観点から、職員が席を固定しないフリーアドレスについても導入を進めています。

## (2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	30,561	30,801	29,574	29,687
定期性預金	11,689	11,759	10,672	10,227
その他	18,871	19,041	18,902	19,459
社 債	—	—	—	—
新株予約権付社債	112	106	—	—
貸 出 金	17,066	17,559	17,993	18,203
個人向け	3,795	3,946	4,160	4,395
中小企業向け	5,213	5,606	5,917	6,215
その他	8,057	8,005	7,915	7,591
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	13,470	13,015	12,219	12,030
国 債	3,987	3,269	2,390	2,101
地 方 債	3,179	3,311	3,424	3,751
その他	6,303	6,434	6,404	6,177
総 資 産	35,499	35,545	35,077	34,851
内国為替取扱高	188,318	186,021	185,572	182,070
外国為替取扱高	百万ドル 206	百万ドル 260	百万ドル 231	百万ドル 275
経 常 利 益	百万円 7,507	百万円 8,017	百万円 6,418	百万円 5,250
当 期 純 利 益	百万円 5,618	百万円 5,474	百万円 4,469	百万円 3,810
1株当たり当期純利益	円 銭 314 40	円 銭 305 73	円 銭 249 48	円 銭 213 97

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益を、期中の平均発行済株式数（自己株式を控除）で除して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	458	471	485	452
経常利益	79	82	63	53
親会社株主に帰属する当期純利益	101	55	41	37
包括利益	51	61	△12	△112
純資産額	1,982	2,033	2,009	1,874
総資産	35,524	35,568	35,094	34,855

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,434人	1,452人
平均年齢	39年5月	38年11月
平均勤続年数	16年11月	16年6月
平均給与月額	352千円	353千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店数	(うち出張所)	店数	(うち出張所)
岩手県	91店	(うち出張所2)	90店	(うち出張所1)
宮城県	9店	( - )	9店	( - )
青森県	7店	( - )	7店	( - )
秋田県	1店	( - )	1店	( - )
東京都	1店	( - )	1店	( - )
計	109店	(うち出張所2)	108店	(うち出張所1)

- (注) 1. 上記の営業店のうち2店(大船渡支店、気仙沼支店)については仮設店舗で営業を行っているほか、10店については同一建物内において複数店舗が営業する形態(支店内支店)となっております。  
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を216カ所(前年度末219カ所)設置しております。

□ 当年度の新設営業所

営業所名	所在地
岩手医大出張所	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目1番1号トクタヴェール1階

(注) 次の店舗外現金自動設備を設置および廃止いたしました。

- ① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備（5カ所）
- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 山岸（盛岡市）  | 岩手医大トクタヴェール（紫波郡矢巾町） |
| 高松（盛岡市）  | イオンタウン江刺（奥州市）       |
| 手代森（盛岡市） |                     |
- ② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備（8カ所）
- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| Nanak（盛岡市）              | 上堂（盛岡市）     |
| ベルプラス桜木店（花巻市）           | イオン江刺店（奥州市） |
| みちのくコカ・コーラボトリング（紫波郡矢巾町） | サンビル（盛岡市）   |
| 安代総合支所（八幡平市）            | JRビル（盛岡市）   |

ハ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

**(5) 設備投資の状況**

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	金額
設備投資の総額	1,880

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
1. ソフトウェアの導入・更改	762
2. 情報系システムの更改	395
3. 都南支店の新築	278
4. 統合ネットワークの更改	260

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社および子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
いわぎんビジネスサービス株式会社	盛岡市中央通一丁目2番3号	現金の精算・整理業務等	1979年9月4日	10百万円	100.0%	－
いわぎんリース・データ株式会社	盛岡市中ノ橋通一丁目5番31号	電算機による処理受託業務、リース業務等	1972年4月1日	30百万円	100.0%	－
株式会社いわぎんディーシーカード	盛岡市中ノ橋通一丁目2番14号	クレジットカード業務、信用保証業務等	1989年8月1日	20百万円	100.0%	－
株式会社いわぎんクレジットサービス	盛岡市盛岡駅前通14番10-301号	クレジットカード業務、信用保証業務等	1989年8月1日	20百万円	100.0%	－

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービス等を行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
高橋真裕	取締役会長(代表取締役)		
田口幸雄	取締役頭取(代表取締役)		
三浦茂樹	常務取締役		
佐藤求	常務取締役		
佐々木泰司	常務取締役(総合企画部長)		
石川健正	常務取締役		
柿木康孝	常務取締役(人事部長)		
三浦宏	取締役(社外役員)	株式会社岩手日報社 相談役	
高橋温	取締役(社外役員)	三井住友信託銀行株式会社 名誉顧問 京王電鉄株式会社 取締役	
宇部文雄	取締役(社外役員)		
千葉祐嗣	取締役監査等委員(常勤)		
小原忍	取締役監査等委員(社外役員)	株式会社岩手めんこいテレビ 取締役副社長	
吉田瑞彦	取締役監査等委員(社外役員)	弁護士	
菅原悦子	取締役監査等委員(社外役員)		

- (注) 1. 取締役監査等委員の千葉祐嗣氏は、常勤の監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することで、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
2. 第137期定期株主総会終結の時をもって、取締役 菊地美貴男氏は退任しました。また取締役監査等委員 高橋博昭氏は2019年7月23日逝去により退任いたしました。
3. 取締役(社外役員)三浦宏氏、取締役(社外役員)高橋温氏、取締役(社外役員)宇部文雄氏、取締役監査等委員(社外役員)小原忍氏、取締役監査等委員(社外役員)吉田瑞彦氏、取締役監査等委員(社外役員)菅原悦子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	12名	250 (64)
取締役（監査等委員）	5名	32 (—)
計	17名	283 (64)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の支給人数には、2019年6月21日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。
3. 取締役（監査等委員）の支給人数には、2019年7月23日逝去により退任した取締役監査等委員1名が含まれております。
4. 上記には、当年度に繰入した役員賞与引当金25百万円（取締役25百万円）、株式報酬型新株予約権39百万円（取締役39百万円）を含めており、これらの合計額を括弧内に内書きしております。
5. 第136期定時株主総会で定められた取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬限度額（ただし使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない）は、次のとおりであります。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く）
    - 年額260百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）
    - 株式報酬型新株予約権 年額80百万円以内
  - 監査等委員である取締役
    - 年額60百万円以内

## (3) 責任限定契約

当行は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。



### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
三浦 宏	株式会社岩手日報社 相談役
高橋 温	三井住友信託銀行株式会社 名誉顧問 京王電鉄株式会社 取締役
小原 忍	株式会社岩手めんこいテレビ 取締役副社長
吉田 瑞彦	弁護士

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
三浦 宏	10年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
高橋 温	8年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。	金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
宇部 文雄	6年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
小原 忍	7年9月	当期開催の取締役会14回および監査等委員会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
吉田 瑞彦	4年9月	当期開催の取締役会14回および監査等委員会14回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的見地から、適宜質問し意見を述べております。
菅原 悦子	1年9月	当期開催の取締役会14回および監査等委員会14回の全てに出席しております。	学識経験者としての専門的知識や幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	21	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- |          |          |
|----------|----------|
| 発行可能株式総数 | 49,450千株 |
| 発行済株式の総数 | 18,497千株 |
- (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 6,719名

- (3) 大株主

(年度末現在)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	892千株	5.07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	621	3.53
岩手県企業局	611	3.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	589	3.34
岩手県	576	3.27
明治安田生命保険相互会社	481	2.73
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	469	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	392	2.23
岩手銀行行員持株会	377	2.14
株式会社三菱UFJ銀行	351	1.99

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行は、自己株式907千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 3. 持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 草野和彦 指定有限責任社員 高橋秀和 指定有限責任社員 成島 徹	56	信用リスク・アセット算出に関する規制要件の解釈に係る助言サービス業務、日本版CRSに係るアドバイザリー業務ほか

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当年度中に、2019年3月期英文財務諸表の監査報酬として、有限責任あずさ監査法人に1百万円を支払いしております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は58百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会が会計監査人の選解任等について決定・判断するプロセスは、次のようなものであります。

監査等委員会は、平素より当行の経理・財務部門等（以下、経営執行部門といいます）と連携を図り、現任の会計監査人に関して、公認会計士または監査法人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、監査報酬の水準、会計監査人の独立性に関する事項等職務の遂行に関する事項（会社計算規則第131条）等について、監視・検証を行っております。また、監査等委員会は、経営執行部門から会計監査人の活動実態と欠格事由や問題点の有無に関する定性的評価を求めるとともに、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価を行い、選解任等の決定・判断を行っております。また、会計監査人を再任する場合においては、現任の会計監査人が再任に相応しい監査活動を行っているかどうか、選解任等の決定・判断プロセスと同様に監視・検証しております。

なお、上記にかかわらず、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、信頼性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、選任基準に基づき、会計監査人を再任せず、他の会計監査人の選任議案を株主総会に提出することを請求し、選任議案の内容を決定する方針です。

## 6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 7. 業務の適正を確保する体制

当行の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当行の経営理念、行動憲章、行動規範等に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を構築しております。また、反社会的勢力との関係遮断を明確に定め、全役職員に徹底しております。なお、これらを実現するための具体的手引書として、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、具体的実践計画として「コンプライアンスプログラム」を定めております。

コンプライアンス体制としましては、コンプライアンスに関する重要事項について常務会に代わって協議を行うコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス統括部署により法務関連事項の一元管理を行うほか、本部各部および営業店全店に法令遵守担当者を配置しております。さらに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を制定し、法令違反等が生じた場合の早期対応を図っております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報は、「簿書保存規程」等に基づき、適切に保存し管理しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理の重要性を理解し、その管理プロセスに積極的に関与するとともに、リスク管理が適切に行われるための体制を構築しております。そのため、リスク管理に関する基本的事項を「リスク管理基本規程」に定めております。

取締役会は、各種リスクの管理方針とリスク管理に係る重要事項の決定を行います。また、各種リスクの統合管理を常務会が行うほか、各種リスク管理の協議機関として、信用リスク委員会、ALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会を置いております。

大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明示し、来店客・役職員（家族）の人命尊重を最優先するとともに、一定水準以上の金融サービスを提供できる体制を確立するため、「業務継続計画」（BCP）を定めております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会とともに、取締役会より委任を受けた重要事項を協議・決定する機関として常務会を設置しております。また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は社外取締役とするほか、取締役会の意思決定機能の強化、業務執行の効率化等のため、取締役会の決議により別に執行役員を置いております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、「業務執行規程」および「職務権限規程」に定める業務分掌と職務権限に基づきその職務を執行するとともに、使用人の職務に関する権限と責任をこれらの規程に基づき明確にして行う体制としております。

### (5) 当行および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、当行の取締役が主要な子会社等の役員に就任し、職務の執行状況を監視・監督しております。また、「関連会社管理規程」および「関連会社運営要領」に基づき、関係部署が子会社等における経営状況等を定期的にモニタリングするなど、グループ運営体制の整備に努めております。

連結経営に対応した子会社等の監視・監督を実効的かつ適正に行うため、当行の内部監査部署による内部監査、当行の監査等委員会による調査および会計監査人による外部監査を実施しております。

当行と子会社等との取引について、「アームズ・レングス・ルール」の徹底を図っているほか、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用を図っております。

## **(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**

監査業務の補助は、「業務執行規程」に定める部署の所属行員が行っております。また、監査等委員会がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めた場合は、業務を十分検証できる能力を有する者を配置し、その人事については取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員会が意見交換することとしております。

## **(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項**

補助使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、補助すべき期間中は取締役（監査等委員である取締役を除く）等の執行部門の指揮を離れ、監査等委員会の指示、命令に従うこととしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人の人事異動および考課を行う場合には、監査等委員会の意見を求めることとしております。

## **(8) 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人または子会社等の取締役等および使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しております。また、当行および当行取締役が役員に就任している子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令違反、またはその疑いがあるものを発見した場合には、監査等委員会に対し速やかに報告いたします。

当行および子会社等の取締役および使用人は、当行の監査等委員会が業務および財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し報告しております。

## **(9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員会に対して報告をした者について、人事上およびその他一切の不利益な処遇は行わないこととしており、行内規程に定めております。



## (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行上必要な費用の前払いや償還の手続等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

## (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会を組織する監査等委員である取締役の過半数を社外取締役とし、対外透明性を担保しております。また、監査等委員会は、内部監査部署および会計監査人と連携し、効率的な監査を実施するよう努めております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度（第138期）における本基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 業務執行の適正性および効率性の確保ならびにリスクマネジメント

定例取締役会を12回開催したほか、常務会を43回、コンプライアンス委員会を4回開催しました。また、各種リスク管理の協議機関として信用リスク委員会を4回、ALM委員会を13回、オペレーショナル・リスク委員会を4回開催しました。さらに、法令違反等を未然に防止する等の目的で内部通報制度を制定しています。

### (2) グループとしての業務の適正性の確保

子会社等とのコンプライアンスに関する連絡会議を2回開催しました。また、当行の内部監査部署による内部監査、当行の監査等委員会による調査および会計監査人による外部監査を実施しました。

### (3) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査するため、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会や常務会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

監査等委員会は、代表取締役との定期的会合を2回、監査等委員ではない社外取締役との会合を2回開催し意見交換を行いました。また、監査等委員と内部監査部署による情報交換会を16回開催したほか、監査等委員と会計監査人による会合を16回開催し、会計に関する情報等の意見交換を行いました。

## 8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 11. その他

該当事項はありません。

# 第138期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	370,776	預当座預金	2,968,721
現金預け債権	26,323	当座預金	45,839
現金預け債権	344,453	普通預金	1,777,892
現金預け債権	4,839	貯蓄預金	58,782
現金預け債権	10,750	定期預金	1,880
現金預け債権	1,203,099	定期積立	1,006,553
現金預け債権	210,187	その他預金	16,172
現金預け債権	375,118	譲渡性預金	61,601
現金預け債権	318,418	借入金	241,876
現金預け債権	39,573	外国為替預金	56,552
現金預け債権	259,802	外債	56,552
現金預け債権	1,820,361	未払費用	4
現金預け債権	2,596	未払税金	3
現金預け債権	51,905	未払利息	0
現金預け債権	1,568,316	未払手数料	23,222
現金預け債権	197,542	未払手数料	2,001
現金預け債権	3,933	未払手数料	627
現金預け債権	3,933	未払手数料	1
現金預け債権	49,791	未払手数料	6,158
現金預け債権	98	未払手数料	145
現金預け債権	2,876	未払手数料	139
現金預け債権	9,790	未払手数料	14,148
現金預け債権	163	未払手数料	25
現金預け債権	36,862	未払手数料	1,593
現金預け債権	16,465	未払手数料	420
現金預け債権	5,669	未払手数料	228
現金預け債権	8,785	未払手数料	3,336
現金預け債権	53	未払手数料	5,358
現金預け債権	213	未払手数料	3,301,338
現金預け債権	1,744	純資産の部	
現金預け債権	1,454	資本	12,089
現金預け債権	1,276	剰余金	4,811
現金預け債権	75	準備金	4,811
現金預け債権	102	利益剰余金	151,799
現金預け債権	6,430	利益剰余金	7,278
現金預け債権	5,358	利益剰余金	144,521
現金預け債権	△ 8,108	利益剰余金	927
		利益剰余金	136,080
		利益剰余金	7,513
		利益剰余金	△ 3,905
		利益剰余金	164,795
		利益剰余金	22,896
		利益剰余金	△ 4,102
		利益剰余金	18,793
		利益剰余金	224
		純資産の部合計	183,813
資産の部合計	3,485,152	負債及び純資産の部合計	3,485,152

招集通知

参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

# 第138期 ( 2019年 4月 1日から 2020年 3月 31日まで ) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	40,266	特 別 利 益	81
資金運用収益	30,093	固定資産処分益	81
貸出金利息	17,269	特 別 損 失	171
有価証券利息配当金	12,783	固定資産処分損失	94
コールローン利息	△ 2	減 損 損 失	77
預 け 金 利 息	30	税引前当期純利益	5,159
その他の受入利息	12	法人税、住民税及び事業税	795
役務取引等収益	7,536	法人税等調整額	553
受入為替手数料	2,454	法人税等合計	1,348
その他の役務収益	5,081	当期純利益	3,810
その他業務収益	423		
商品有価証券売買益	0		
国債等債券売却益	422		
その他の業務収益	0		
その他経常収益	2,213		
株式等売却益	1,719		
金銭の信託運用益	14		
その他の経常収益	478		
経 常 費 用	35,016		
資金調達費用	1,064		
預 金 利 息	408		
譲渡性預金利息	15		
コールマネー利息	24		
債券貸借取引支払利息	34		
借用金利息	32		
金利スワップ支払利息	541		
その他の支払利息	7		
役務取引等費用	3,730		
支払為替手数料	348		
その他の役務費用	3,381		
その他業務費用	1,623		
外国為替売買損	383		
国債等債券売却損	9		
国債等債券償還損	1,062		
金融派生商品費用	167		
営業経費	25,080		
その他経常費用	3,518		
貸倒引当金繰入額	1,627		
貸出金償却	0		
株式等売却損	475		
株式等償却	891		
金銭の信託運用損	203		
債権売却損	1		
その他の経常費用	318		
経 常 利 益	5,250		

# 第138期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	370,821	預 金	2,965,408
買入金銭債権	4,839	譲渡性預金	235,976
金銭の信託	10,750	借 用 金	56,552
有価証券	1,200,177	外国為替	4
貸出金	1,815,083	その他負債	29,245
外国為替	3,933	役員賞与引当金	25
その他資産	64,050	退職給付に係る負債	2,483
有形固定資産	16,825	役員退職慰労引当金	24
建物	5,677	睡眠預金払戻損失引当金	420
土地	8,785	偶発損失引当金	228
リース資産	54	繰延税金負債	2,354
建設仮勘定	213	支払承諾	5,358
その他の有形固定資産	2,094	負債の部合計	3,298,081
無形固定資産	1,464	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,286	資 本 金	12,089
リース資産	75	資本剰余金	5,666
その他の無形固定資産	102	利益剰余金	156,688
退職給付に係る資産	3,697	自己株式	△ 3,905
繰延税金資産	492	株主資本合計	170,539
支払承諾見返	5,358	その他有価証券評価差額金	23,083
貸倒引当金	△11,959	繰延ヘッジ損益	△ 4,102
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,289
		その他の包括利益累計額合計	16,691
		新株予約権	224
		純資産の部合計	187,456
資産の部合計	3,485,537	負債及び純資産の部合計	3,485,537

# 第138期 ( 2019年4月1日から 2020年3月31日まで ) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	45,244	特 別 利 益	81
資 金 運 用 収 益	29,848	固 定 資 産 処 分 益	81
貸 出 金 利 息	17,279	特 別 損 失	171
有 価 証 券 利 息 配 当 金	12,528	固 定 資 産 処 分 損	94
コ ー ル ロ ー ン 利 息	△ 2	減 損 損 失	77
及 び 買 入 手 形 利 息	30	税金等調整前当期純利益	5,230
預 け 金 利 息	12	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	964
そ の 他 の 受 入 利 息		法 人 税 等 調 整 額	481
役 務 取 引 等 収 益	8,543	法 人 税 等 合 計	1,445
そ の 他 業 務 収 益	4,622	当 期 純 利 益	3,784
そ の 他 経 常 収 益	2,229	親会社株主に帰属する当期純利益	3,784
償 却 債 権 取 立 益	0		
そ の 他 の 経 常 収 益	2,228		
経 常 費 用	39,923		
資 金 調 達 費 用	1,065		
預 金 利 息	408		
譲 渡 性 預 金 利 息	15		
コ ー ル マ ネ ー 利 息	24		
及 び 売 渡 手 形 利 息	34		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	32		
借 用 金 利 息	550		
そ の 他 の 支 払 利 息	3,303		
役 務 取 引 等 費 用	5,384		
そ の 他 業 務 費 用	26,214		
営 業 経 費	3,955		
そ の 他 経 常 費 用	2,027		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,927		
そ の 他 の 経 常 費 用			
経 常 利 益	5,320		

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 岩手銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草野和彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋秀和	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成島徹	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 岩手銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草野和彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋秀和	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成島 徹	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岩手銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第138期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類および附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社 岩手銀行 監査等委員会  
 常勤監査等委員 千葉 祐 嗣 ㊟  
 監 査 等 委 員 小 原 忍 ㊟  
 監 査 等 委 員 吉 田 瑞 彦 ㊟  
 監 査 等 委 員 菅 原 悦 子 ㊟

(注)1. 監査等委員 小原忍、吉田瑞彦および菅原悦子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

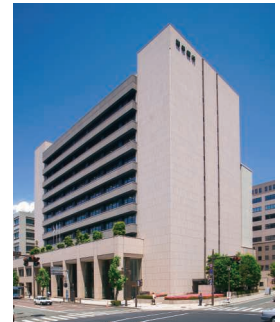
2. 常勤監査等委員 高橋博昭は2019年7月23日に逝去により退任しております。なお、監査等委員会の定員につきましては、法令および定款の規定を満たしております。

以上

# 株主総会会場ご案内略図

**会場** 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号  
岩手銀行本店9階会議室

**電話** 019 (623) 1111 (代表)



当行本店



【お願い】駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

